刈谷市水道事業水道料金収納等業務委託
プロポーザル実施要領

刈谷市水資源部水道課

目　　次

１　業務委託名・・・

１　業務委託名

刈谷市水道事業水道料金収納等業務委託

２　業務委託の概要

別紙「刈谷市水道事業水道料金収納等業務委託仕様書」のとおりとする。

その他、業務委託の履行にあたっての条件等は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）給水範囲　刈谷市全域

（２）給水人口　令和７年度末時点で１５万２，５０８人

（３）給水戸数　令和７年度末時点で　７万１，１３６戸

（４）検針戸数　令和７年度末時点で　　６１，１４２件

（奇数月３１，７９０件、偶数月２９，３５２件。精算分等を除く。）

（５）収納方法　収納方法については次の各号に掲げるとおりとする。

ア　指定金融機関等の窓口での納入通知書による支払い

イ　コンビニエンスストアでの納入通知書による支払い

ウ　水道料金窓口での納入通知書による支払い

エ　指定金融機関等の口座振替による支払い

オ　ｅＬ－ＱＲによる支払い

（６）口座振替率　令和７年度末時点で約８０．８４％

（７）収納率（水道料金の令和６年度調定）　令和７年度末時点で９９．９６７％

（８）業務従事者（検針員及び開閉栓員を除く。）　フルタイム正社員９名以上

（９）上下水道料金調定システム　株式会社フューチャーイン：W.ing Ver5.0

(10) ハンディーターミナル　キヤノン株式会社：GT-40

(11) 電子申請

ア　使用開始及び中止の届け出（あいち電子申請システム、中部電力ミライズシステム）

イ　口座振替依頼の届け出（ＡＩＲＰＯＳＴ、信金アプリ）

(12) 有償の貸与物　受託者に９０７，２９９円を請求（令和７年度実績。変動有り）

(13) その他負担費用　光熱水費等の費用として受託者に７９８，６８４円を請求（令和７年度実績。変動有り）

(14) スマートメーターへの対応　令和７年度末時点で、事業者に１３件、検針困難箇所に５０件、口径５０ｍｍ以上のメーターに９件導入済み

３　業務委託場所

水道課水道料金窓口

４　業務委託期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約とし、歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。）

ただし、業務の引継ぎ期間が必要となる場合は、受託候補者を選定した日から令和９年３月３１日までの期間を移行準備期間とし、移行準備期間に係る費用は、受託候補者の負担とする。

５　参加資格

本件のプロポーザルへの参加資格については、公告の日から受託候補者の決定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）愛知県内の水道事業体での水道料金収納等業務の実績を有すること。

（２）刈谷市入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。

（３）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定により市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しない法人等でないこと、及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する法人等でないこと。

（４）刈谷市入札参加資格停止要領（平成６年７月１２日施行）第３条の規定に基づく資格停止期間中の法人等でないこと。

（５）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及び社員等に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がないこと。

ア　破産者で復権を得ない者

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

（６）次のアからエのいずれかに該当する法人等でないこと。

ア　商法（明治３２年法律第４８号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等

イ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

エ　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

（７）国税及び地方税について滞納がないこと。

（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う法人等でないこと。

（９）刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成２０年４月１日施行）第４条第１項に規定する排除措置を受けていないこと。

６　業務委託に係る委託料の上限額等

（１）本件の委託料の総額については、６０９，６００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を上限とし、各年度の委託料については次の額を上限とする。ただし、追加提案分は含まない。

令和　９年度１２１，９２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
令和１０年度１２１，９２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
令和１１年度１２１，９２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
令和１２年度１２１，９２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
令和１３年度１２１，９２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（２）見積書の金額が上限金額を超過している場合、当該事業者を失格とする。

（３）本件の委託料の支払い方法については毎月の均等払いとし、事業の一部完了報告書を提出後に、請求書により支払うものとする。なお、１回あたりの支払額を算定するにあたり１万円未満の端数が生じる場合は、その端数を各年度の第１回目の請求に加えるものとする。

７　スケジュール及び受託候補者の選定等

No.	内　　容	予定年月日
（１）	プロポーザルの公告	令和８年１１月９日
（２）	質問書の提出	令和８年１１月１８日まで
（３）	質問書への回答	令和８年１１月２５日まで
（４）	参加申込書の提出	令和８年１２月２日まで
（５）	提案書等の提出	令和８年１２月３日から 令和８年１２月１７日まで
（６）	プロポーザルの実施	令和８年１２月２４日または 令和８年１２月２５日予定
（７）	受託候補者の選定	令和８年１２月２５日予定
（８）	受託候補者への選定通知	令和８年１２月２８日予定
（９）	細目協議	受託候補者の選定後速やかに
(10)	移行準備期間	受託候補者の選定日から 令和９年３月３１日まで
(11)	契約締結	令和９年４月１日
(12)	業務委託開始	令和９年４月１日

（１）プロポーザルの公募

本件の実施要領等については、令和８年１１月９日（月）から１２月２日（水）まで刈谷市ホームページに掲載します。

（２）質問書の提出

業務提案要領及び仕様書等の内容に関する質疑がある場合は、令和８年１１月１８日(水)午後５時までに別添の「様式２　質問書」を電子メールでご提出ください。

（３）質問書への回答

いずれかの事業者から「様式２　質問書」が提出された場合は、令和８年１１月２５日（水）午後５時までに回答を刈谷市ホームページに掲載します。

（４）参加申込書の提出

本件のプロポーザルに参加を希望する事業者は、受付期間内に電子メールで必要書類を提出してください。

ア　受付期間　令和８年１２月２日（水）午後５時まで

イ　提出方法　電子メール

ウ　アドレス　suidou@city.kariya.lg.jp

エ　提出書類　様式１－１　プロポーザル参加申込書、様式１－２　会社概要書、
様式１－３　経営比率計算書（直近３年について年度ごとに作成すること。）、
業務委託上の事故等に対する賠償保険等への加入状況が分かる書類

オ　注 意 点　受付期間外の受付は一切行わないものとします。
提出後に参加を辞退する場合は、令和８年１２月１７日（木）午後５時までに様式１－４　プロポーザル参加辞退届を電子メールで提出してください。

（５）提案書等の提出

参加申し込みをした事業者は、受付期間内に提出先まで必要書類を持参又は郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか）してください。ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しないものとします。

ア　受付期間　令和８年１２月３日（木）から１２月１７日（木）まで

イ　受付時間　午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

ウ　提 出 先　愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地　刈谷市役所５階　水資源部　水道課総務係（電子メール・ＦＡＸ不可）

エ　提出書類　「８　提案書等の提出書類について」を参照してください。

オ　注 意 点　受付期間外の受付は一切行わないものとします。

（６）プロポーザルの実施

参加申し込みをした事業者は、提出した提案書に沿ってプロポーザルをしてください。

ア　日　　時　令和８年１２月２４日（木）または１２月２５日（金）のいずれか１日
プロポーザル４５分以内、プロポーザル後の質疑応答１５分程度
※参加者ごとの集合時間については、別途通知します。

イ　会　　場　刈谷市役所　５階　５０３会議室

ウ　参加人数　３人以内（プロジェクトマネージャー選任予定者は出席すること。）

エ　備　　品　スクリーン及びプロジェクターについては事務局で用意しますので、その他の機器等については各事業者にて用意してください。

オ　注 意 点　会場への入室については、職員の指示に従ってください。

（７）受託候補者の選定及び評価項目

ア　選定方法

刈谷市水道事業水道料金収納等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の選定委員及び事務局は、提案書等の提出物並びにプロポーザルの内容を評価し、採点します。

受託候補者の選定にあたっては、選定委員及び事務局の評価点の合計が最も高い事業者を受託候補者に選定します。ただし、選定委員及び事務局の持ち点の合計の６割を最低基準とし、この基準に満たない事業者については受託候補者に選定しないものとします。

なお、評価点が同点の場合は、見積金額が低い事業者を受託候補者として選定し、見積金額も同額の場合は、当該事業者にくじを引かせて受託候補者を選定するものとします。

イ　評価項目

提案書等の提出物及びプロポーザルの内容を次の各評価項目に当てはめ、見積金額を除く各項目については５段階評価で３点を基準点とし、提案内容の有効性や実現性、実績等により加点及び減点のうえ採点するものとします。また、見積金額については提出された見積書の金額と予算上限額を基に、相対評価で採点するものとします。

評価項目	配点
1　基本方針	25
（1）課題の把握	5
（2）市民サービスの向上	5
（3）事務の効率化	5
（4）経営の健全化（コストの縮減・収納率の維持・向上）	5
（5）その他の課題	5
2　引継ぎ体制・業務実施体制	10
（1）指揮命令系統の明確化	5
（2）人員の配置及び欠員への対応	5
3　危機管理体制	10
（1）情報漏洩、苦情、不当要求、業務上の事故及び不祥事への対応	5
（2）大規模災害発生時の対応	5
4　スケジュール	5
（1）実現可能なスケジュールとなっているか	5
5　追加提案	20
（1）市民サービスの向上	5
（2）事務の効率化	5
（3）経営の健全化（コスト縮減・収納率の維持・向上）	5
（4）その他の課題の解決	5
6　その他	30
（1）会社概要（企業規模・受託実績・水道料金の収納率）	5

（２）財務状況	5
（３）プロジェクトマネージャーの業務実績	5
（４）業務責任者の業務実績	5
（５）見積金額 （予算上限額－当該事業者の見積金額）÷（予算上限額－最低見積金額） ×9点　＋　1点 ※　上記の計算式で得られた値を小数点第２位で四捨五入する	10
合　　計	100

（８）受託候補者の選定通知

受託候補者の選定後、参加したすべての事業者に結果を通知します。

（９）細目協議

受託候補者の選定通知後、速やかに受託候補者と仕様の詳細について協議を行います。

(10) 移行準備期間

業務委託の引継ぎは、受託候補者の選定通知後から令和９年３月３１日までとします。なお、移行準備期間中に発生する費用等については受託候補者の負担とします。

(11) 契約締結

令和９年３月議会の予算議案議決後に、本件のプロポーザル結果をもとに、随意契約により令和９年４月１日から５年間の長期継続契約を締結します。

(12) 業務委託開始

令和９年４月１日から業務委託を開始します。

８　提案書等の提出書類について

次の各書類を指定の部数提出してください。

また、各書類の電子データを記録したＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒを１枚提出してください。

（１）提案書

所定の様式はありませんが、次の要件を満たしてください。

ア　サ イ ズ　　Ａ４

イ　印　　刷　　片面印刷（カラー・白黒は任意）

ウ　記載事項

次の内容を記載の順序どおりに記載してください。

（ア）基本方針

本件の提案にあたり、業務委託を実施する上での課題とその解決に向けての考え方を明示してください。

（イ）引継ぎ体制

引継ぎ体制の指揮命令系統を図示してください。再委託を予定している場合は、再委託を予定している業務と再委託先を明示してください。

また、配置を予定している人員の人数及び水道料金収納等業務に関する経験年数と、遅延が発生した場合のバックアップ体制についても記載してください。

（ウ）業務実施体制

業務実施体制の指揮命令系統を図示してください。再委託を予定している場合は、再委託を予定している業務と再委託先を明示してください。

また、配置を予定している人員の人数及び水道料金収納等業務に関する経験年数と、欠員が発生した場合の対応について明示してください。

（エ）危機管理体制

次に掲げる事象について、どのような対策を行っているか明示してください。ＩＳＯなどの認証を取得している場合は、その名称等を記載してください。

- 情報漏洩
- 苦情及び不当要求
- 業務上の事故及び不祥事
- 大規模災害の発生

（オ）スケジュール

業務委託の引継ぎに関するスケジュールを明示してください。

（カ）追加提案

追加提案の効果について、次に掲げる観点でどのような効果があるか明示してください。

- 市民サービスの向上
- 事務の効率化
- 経営の健全化
- その他の課題の解決

エ　体　　裁　　Ａ４縦の紙ファイル綴じ

オ　提出部数　　紙媒体１０部

（２）見積書

所定の様式はありませんが、次の要件を満たしてください。

ア　サ イ ズ　　Ａ４

イ　印　　刷　　片面印刷（カラー・白黒は任意）

ウ　記 載 額　　５年間の総額及び各年度の額を税抜き額で明示

エ　提出部数　　１部

オ　そ の 他　　有償の追加提案をする場合は、追加提案分の見積書を提出してください。

（３）プロジェクトマネージャー業務実績書

様式３－１　プロジェクトマネージャー業務実績書を使用してください。

（４）業務責任者業務実績書

様式３－２　業務責任者業務実績書を使用してください。

９　参加資格の喪失

参加申込書の提出後、次に掲げるいずれかに該当する場合、その事業者はプロポーザルへの

参加資格を喪失するものとします。

（１）提出書類等に虚偽があったとき

（２）提出書類等が期限内に提出されなかったとき

（３）受託候補者の選定に影響を与えるような不正があったとき

（４）会社更生法を申請するなど、契約の履行が困難と認められるとき

（５）その他、参加資格を満たさなくなったとき

１０　受託候補者の選定の取り消し

受託候補者の選定後、次に掲げるいずれかに該当する場合、受託候補者の選定を取り消します。

（１）提出書類等に虚偽があったとき

（２）細目協議において合意が形成できないとき

（３）受託候補者の選定に影響を与えるような不正があったとき

（４）会社更生法を申請するなど、契約の履行が困難と認められるとき

（５）その他、参加資格を満たさなくなったとき

１１　その他

（１）提出された提案書等は返却しません。

（２）提案書等の作成、提出及びプロポーザル等の費用は、当該事業者の負担とします。

（３）本件への参加を希望する事業者が１者であったとしても、プロポーザルを実施します。

（４）提案書に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などを侵害し、それにより発生した責任については、当該事業者の責任とします。

（５）本件の委託契約については当該業務の予算が成立することを条件とします。

（６）本件のプロポーザルの実施及び選定委員会の事務局については、次の場所に設置します。

ア　住　所　愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地
　　刈谷市役所５階　水資源部　水道課

イ　電　話　０５６６－６２－１０２８

ウ　ＦＡＸ　０５６６－２３－２０８７

エ　メール　suidou@city.kariya.lg.jp